

NCS HOKKAIDO



飛来・コムケ湖
写真：大館和広

夕張岳の天然記念物指定と 保全対策に関する動き



ユウバリコザクラの会
三 浦 眞 也

十一月十九日付けの北海道新聞朝刊に「夕張岳の国の天然記念物指定に向けて、北海道教育委員会の指定区域の素案がまとまり関係機関に提示された。今後林野庁などと協議を重ね、来年中に指定申請の見通しである」という記事が出ていた。この「素案」(北海道教育庁文化課では、素案というものではなく協議するために提示した資料で線引きはこれからであるという説明をしていた)が提示されるまで、ずいぶん長い時間が経過したように思われる。

夕張岳の天然記念物指定については、日本自然保護協会及び北海道自然保護協会が一九八八年十月六日付で、文化庁長官、北海道知事、北海道教育長に対して、「夕張岳高山植物群落」および「ナキウサギ」を早急に国指定天然記念物に指定するよう要望書を提出している。また、夕張山岳会は「夕張岳高山植物群落を国指定天然記念物に指定することについての要望書」の署名活動を全国的に展開し、合計一万二千名余りの署名を集め夕張市教育長に対して提出した。

この頃結成されたユウバリコザクラの会は、スキー場開発に反対する運動を展開することと平行して、夕張岳全山を国指定の特別天然記念物

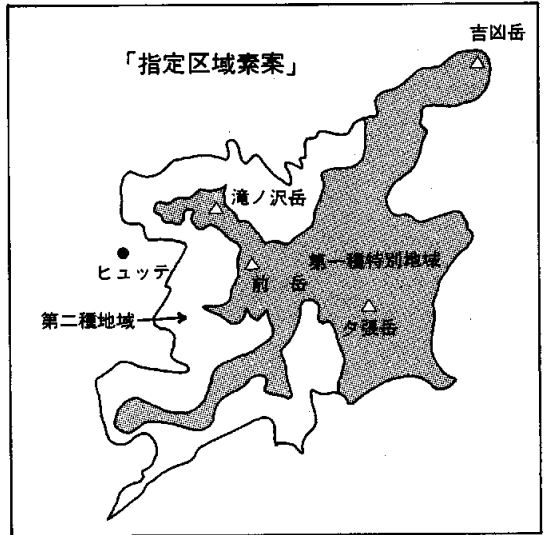
に指定するように働きかけ、一九八九年十月二十七日に夕張市に対して要望書を提出している。さらに文化庁、環境庁、林野庁等関係機関に対しても同様の要望書を提出した。また、夕張市に対しては、地元自治体として早期に天然記念物の指定要望書を提出するよう働きかけていたが、市は一九九〇年三月八日に、開発への配慮をする条件つきで「夕張岳の高山植物群落を国の天然記念物指定に関する要望書」を北海道知事、北海道教育長に対して提出した。このように各関係団体の考え方の違いはあっても国の天然記念物に指定することについての要望書を提出し一応の足並みはそろったのである。

ところで現在の夕張岳は、国の特別天然記念物指定を急ぐとともに、保全対策を早急に講じなければならぬという危機的な状況にあるといわなければならないだろう。このことは、夕張岳スキー場開発が持ち上ったのち、登山者が増加する傾向になってきてから特に言われてきたことであるが、近頃は特に荒れ方がひどく湿原のいたるところにぬかるみが生じ、黒い登山道が二重三重に拡がっていて、周辺の植物が踏みつけられ消えようとしている。また現在設置されている木道は梯子状のもの

で使いづらく、登山者は木道をはずれて歩く場面も見られ、木道はその用をなしていない。崩壊地等では植物を観賞するために登山道からはずれて入り込み、踏み跡で道が出来るまでになつていいる。また登山道沿いでは、休憩場所として利用されるため、踏みつけによって植物が次々と消え裸地化が進行している。

これらの状況をすこしでも早く解消するため、夕張市教育委員会等関係機関に足を運び、スライドを見せ夕張岳の現況を理解してもらった上、保全対策をとるよう働きかけた結果、夕張市教育委員会は昨年六月と九月に夕張市の文化財保護委員会を中心に、夕張営林署他関係機関に呼びかけて、夕張岳の調査を初めて行った。この調査の結果、登山道整備の理由・方針・内容を記載した保全対策に係る資料が作成され、空知支庁自然保護係へ報告されている。しかし、残念ながら天然記念物の管理者になることを否定している夕張市は、保全対策実施・経費に係る欄への記載は行っていない。この他夕張市は、夕張岳に関する場を庁内に設置し「夕張岳の天然記念物指定と保護と有効活用」について検討、連絡調整を行うこととしている。

ユウバリコザクラの会では、日本



自然保護協会からプロナトゥラフファンドの助成金をもらい、「夕張岳・高山植生の保護と適正利用のための活動」というテーマで活動を始めています。この活動は夕張岳の危機的状況を明らかにして保全のための適切な方策を模索・提起し、関係機関などに知らせていくことが目的である。

さて天然記念物指定の動向であるが、一九九一年に北海道教育委員会の夕張岳調査が行われ、一九九二年三月に植生等総合調査報告書が出されたのであるが、その中で「夕張岳の植物はその貴重性を急激に消失しつつあり、目下の状態が続けば遠くならずかなりの種の絶滅を覚悟しなければならず、強力な保護政策を早急にたてるべきだ」とし、「保護する範囲は可能な限り大きな緩衝地域が必要である」と結論付けている。この結論をふまえて北海道教育委員会の提示した「素案」は、夕張岳西側の夕張市側二〇七四ヘクタール、東側の南富良野町側七一ヘクタールの合計二八二五ヘクタールに及んでいる。これは高山植物群落、崩壊地、ナキウサギ

の生息地等が包含され、夕張岳をとりまく第一種特別地域と第二種特別地域が対象になっている。このことで南富良野町の行政区域が含まれることとなり、北海道教育委員会は南富良野町に連絡をとり、夕張市教育委員会は南富良野町の教育長と会談を行っている。各関係機関とも天然記念物指定に関しては異存はないようである。今後のための協議がまたれる。

(会員・夕張市在住)

自然事典

32

ハーブ

辻井 達一
(北大農学部教授)

ハーブ (herb) はもともと広く茎の柔らかい植物を意味し、植物学用語としては広葉草本を指す(葉の細い草本はgrasses)が、今日では一般に料理に用いる植物、芳香性の高い植物を指している。その意味ではかならずしも茎の柔らかい植物だけでなくタイム、セージ、ローズマリー、ラベンダーなど木質の堅い茎を持つ種類も含まれることになる。

ハーブの歴史は古く紀元前から薬用を含めて広く使われてきている。その中で特に薬効の高い植物が薬用植物として、芳香性の高く、あるいは味を引き立たせる種類がハーブとして用いられるようになった。

ハーブには概して強い生活力を持つものが多い。岩や石の多いところ、石灰質の土壌、乾燥地などに生育する種類が少なくない。植え方によっては優れたグラウンドカバー(地被植物)として使えるものもあるし、ベランダやウインド・ボックスあるいは屋上庭園などに向く種類もある。実用と観賞を兼ね備えることになり、健康性を求めること、生活に変化を与えるためにハーブはこししばらく人気を保つだろう。

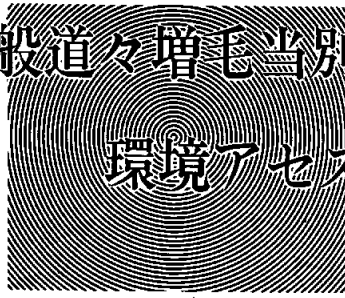
各地でハーブ・ガーデンが造られ、さまざまな植物がテストされ、あるいは新しく発見された植民地から導入された。中には実際よりも迷信的に高く評価され、宣伝されたものもあった。

ハーブが先に述べたような定義によるものとするれば、それは必ずしもヨーロッパやアメリカ産の植物に限られることはない。たとえば日本のシソやミツバ、ワサビなどもハーブの一種だと言えるだろう。北海道



「一般道々増毛当別線暑寒道路」の

環境アセスメントを体験して



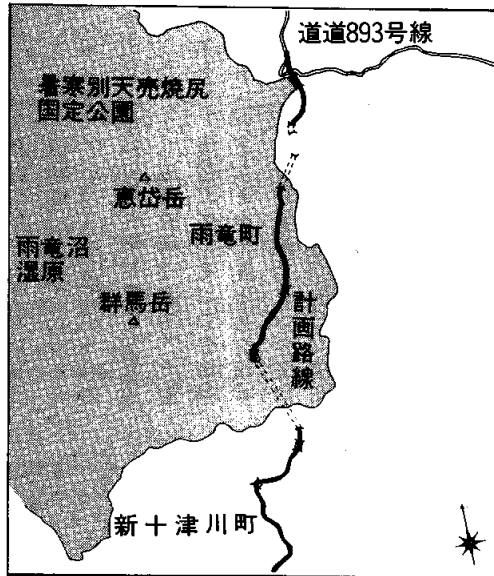
佐藤 秀雄 (会 員)

我が町に環境アセスメントがやってきました。道の企画で国(開発局)が造るといふ新設道路は、既にある道々八九三号線と道々二十四号線とを南北に結ぶためのもので、増毛町と新十津川町の間の約十七kmが今回の対象区間ですが、その内約十kmが国定公園内を通過する予定です。なお、この道路は暑寒別天売焼尻国定公園の利用を目的として計画されており、雨竜沼湿原まではわずか五、六kmの距離ですし、またスキー場が計画されている群馬岳や恵岱岳の麓を通ることにもなりません。開発局札幌開発建設部はその影響評価について報告書を作成し、先般、地域住民に説明いたしました。

バブルの崩壊に合わせたかのように、雨竜町では第三セクターのリゾート開発会社も引きあげ、恐ろしいゴルフ場の話が棚上げになったばかりの出来事でした。しかしこの道路の建設によって、改めてスキー場とゴルフ場の話が再燃することに強く恐怖を覚えます。

この道路のことで協会に相談したところ、早速現地調査を実施。また地域住民との懇談会や雨竜沼散策会も企画されました(散策会は悪天候のため中止)。

今回の環境アセスメントから感じたことは、開発局の環境影響調査報告書が調査不十分であり、指摘される事項が多いことと、希少動物の生息環境の保全に対する



強引な結論づけが目立ったことがあげられます。例えば、報告書中に「事業の実施により生息環境の一部は失われるが、周辺には同様の生息環境が広域に分布しており、大部分の生息環境は保全される」という記載が随所

に出てきますが、実際の現地調査は計画線に沿った狭い地域しか行

われていませんので、これはおそらく植生図を基にして判断し、結論づけたものと考えられます。しかし植生図は動物の生息環境を調べたものではありませんので、これに基づいて前述の様な結論を導いたのであれば非科学的な調査報告といえます。こんなことで道路建設にゴーサインが出されるのであれば、それを決める環境影響評価審議会や道に「問題あり」と言わざるを得ません。

この問題はその後意見書の提出から「公聴会」開催へと進めることができましたが、十一月十六日の公聴会では道路開発促進派が多数の公述人を動員いたしました(十四名中十名)。開発促進派は、「地域活性化」を軸に賛成を表明していますが、失う自然に対しては、「植林や緑地化で対応すれば自然に戻る」と勘違いをしています。

これから私は少人数でも暑寒道路について考えを収集し合い、自然の持つ尊さを宣伝していきたいと思っています。協会からは今回たくさん応援を頂き、いろいろな事が勉強となりました。協会が身近な存在でいてくれたことに深く感謝いたします。

(雨竜町在住)

別寒辺牛湿原の自然と課題

厚岸自然を守る会

石 沢 元 勝

別寒辺牛湿原。はじめての人にはすぐには読めないであろうこの湿原は、手つかずの自然が残された地域である。タンチョウの営巣がここ数年毎年二十カ所前後確認されていること、約一〇〇haの高層湿原が発見されたこと以外は、学者、研究者の調査もほとんど行われていなかった。

平成二年に調査が行われ四年三月に発表になった「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書（北海道保健環境部自然保護課発行）では、各調査分野のすべてでこの湿原を高く評価し、人の手が加えられていなく、すぐれた自然の地域で極めて価値が高く、早急に保全を図る必要があると述べられている。

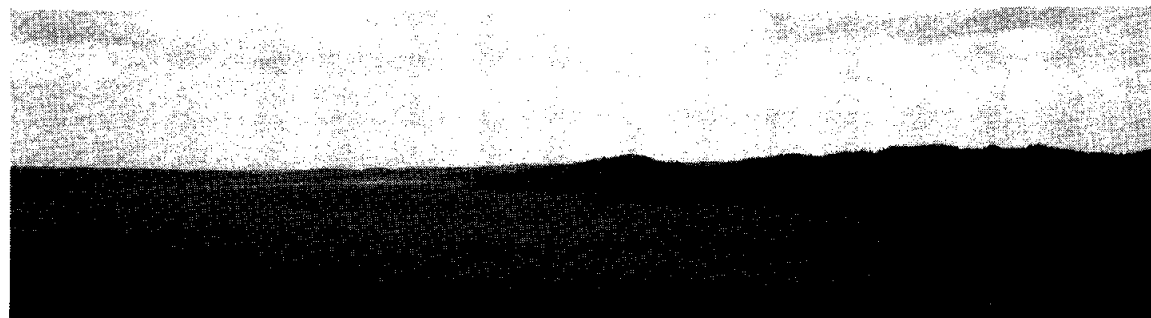
厚岸町は、この湿原を流れる別寒辺牛川水系の四カ所に、カヌー乗降施設、駐車場、トイレ、艇庫をつくるいわゆるカヌーフィールドコース設置の計画を昨年初めに発表した。町内の一部カヌー愛好者の要望に町がとびつき「カヌーを観光の目玉に」「カヌーでまちおこしを」とアピールした。このコースを会場にして、過去二年にわたって七月末にカヌーのイベントを実施し、全道的に一〇〇名ほどの参加を得ていたことも背景にあった。ブームになっているカ

ヌーを気軽に楽しめる施設をつくれば、シーズンにはたくさん観光客が来てまちおこしになる、という「観光レジャー施設」の発想である。

私たち「厚岸自然を守る会」は、この計画に反対することをきっかけに設立された。カヌーそのものは自然に親しむ道具としてふさわしいものであるが、観光客をよびこむ手段としてこのような施設をつくることは、自然破壊につながる恐れがあると主張した。

バラサンの会の岡井健氏や日本野鳥の会の黒沢信道氏を招いての学習会、ビラの新聞折り込み、町当局との話し合い、町議会に対する陳情書の提出、道教育大の神田房行教授や釧路支庁自然保護係から意見を聞くなどの行動を続ける中で、「道新」をはじめマスコミで継続的にとりあげてくれたこともあって、町民の中にも随分この問題が浸透していった。なかには一億五千万円もの金を使うのはけしからん、という立場からの反対意見もあった。

七月には北海道自然保護協会の小野、三浦両理事が現地視察に訪れ、助役と担当課長に対し計画の不備や疑問点を指摘した。その後、協会は町長あてに「タンチョウの繁殖期である四月～七月の施設の使用中止」



などを内容とする要望書を送っている。

町議会は我々の陳情に基づき審議を続けたが、九月になって結局中止陳情は不採択になった。しかし要望意見として「タンチョウの営巣に配慮するためカヌーの利用期間と区間を規制する管理規則をつくるなどして自然保護を確立する」町として湿原やタンチョウの専門家を育成する」などの条件がついた。

計画そのものにはゴーサインが出て、当初の目的が果たせなかったようにみえるが、地元の自然保護の立場からは大きな前進があったと確信している。その第一は、別寒辺牛湿原という約八〇〇haにもおよぶ大湿原（釧路湿原の二分の一、霧多布湿原の二倍）の価値を町民にアピールできたこと。第二は、利用規則をつくり専門職員を配置することで、秩序ある湿原の利用へ道をひらいたことである。地元のカヌークラブ会長は「カヌーがタンチョウの営巣に害を与えた実例を示せ」といって、利用期間の規制に不満を示している。

これまでは休日（一日五〜六艇）が下るのみであったこの川も、施設ができれば多くのカヌイスト達にぎわうことになるだろう。釧路川では、

休日となれば多くのカヌイストでひしめいているという。どこからでも上陸し、テントを張り、ラジカセをポリニウムをいっばいに上げて下っていくそらだ。別寒辺牛川が釧路川の二の舞にならぬよう、しっかりとした規制、実効性のある運用規則づくりには、多くの皆さんの知恵を借りながら発言を続けたいと思う。春にはタンチョウやカモ類の繁殖調査も野鳥の会などの力を借りて行いたいし、ラムサール条約登録湿地への指定や、その条件となる国の鳥獣保護区の指定、更には国定公園化などへの世論を高めたいとも思う。ラムサール条約釧路会議へ向けてホテル建築が急ピッチで進められているが、この国際会議がきっかけで住民の川や湿原に対する意識が大きく前進しなければ、また国や自治体の対策や規制が前進しなければならぬと思う。

（会員・厚岸町在住）

第二回自然保護講座の開催

北海道の自然・水と緑

今回の自然保護講座は「水と緑」にスポットを当て、自然と人とのかわりを多面的に考えたいと思います。スライドなども使いつつ、分かり易く楽しい内容にとめますので、前回同様たくさんの方々のご参加をお待ちしています。

(一) 会場 北海道立女性プラザ（かるで2・7 六階）学習室
札幌市中央区北二西七（北大植物園正門斜め前）

(二) 日程・講師

第一回 1月27日(水) 「北海道の川は今……」

小野 有五（北海道大学環境科学研究科教授）

第二回 2月3日(水) 「ウェットランドを考える」

高田 雅之（北海道保健環境部自然保護課）

第三回 2月10日(水) 「自然公園を考える」

俵 浩三（専修大学北海道短期大学教授）

第四回 2月17日(水) 「北海道の森は今……」

鮫島惇一郎（自然環境研究室主宰）

第五回 2月24日(水) 「失われゆく水と緑」

畠山 武道（北海道大学法学部教授）

※いずれも午後六時半から八時（九十分）

諸事情で講師の順序が変わることもあります。

(三) 会費 資料代として二、五〇〇円（第一回目受付で徴収）

(四) 定員 五十名（五講座すべて参加を原則）

(五) 申込方法 一月十八日までに協会事務局までお申し込み下さい。

（☎〇一一―二五一一五四六五）

もう十年も前の事だ。ガスの降る中を私は黙々と歩いてきた。緑続く草原の中にひとつの花を求めた。見上げて青空はなく、ただ白いガス空が広がっていた。空はだんだんと低くなり、私の周りのもの凡てを覆いかくそうとしていた。

「あつ」小さな叫びが誰もいない空間に吸いこまれていった。「あつ」それはすでに花期が終わり、茶色く枯れかけてはいたものの、見たくて見たくてしかたなかった、憧れ続けたレブソアツモリソウに間違いなかった。私はその場にしゃがみ込み、小さな花にそっと指をふれた。

いとおしかったのだ。何と表現してよいかわからなかったが、たまらなくいとおしかったのだ。たった三つの花が緑の草原の中にひっそりと、本当に隠れるように咲いていたのだった。

次の年、少し早い時期に私はフェリーに乗っていた。宿に荷物を預けて、はやる気持ちを押さえながら昨年と同じ場所へ向かった。そこは人のあまり訪れない、かな

雑感

野に咲く花を求めても

大館 和広 (理事)

り歩かなければ辿りつけない歩道の脇だった。数時間後私はそこに立ち尽くしていた。涙が流れそうになった。あまりの美しさに、だ。その愛らしい姿に、だ。

昨年と同じ三つの花が並んで咲いていたのだった。美しいという以外に、表現する術を知らない自分が少し悲しくはあったが。

私はこうして花を求め続けて歩いてきた。ひとつの花を見る為に

生の中にズカズカ入り込んでいる人の多さ。昨年は花園だったのにいま目の前に広がるのはただ緑の原っぱ。「何だこれは」と心の中で叫びながら、目の前の現実を見つめるだけの私がいるだけだった。

何とかしよう、何とかしたいとあれこれ考えるが、一人の力ではどうしようもないというのが頭の悪い結論か。でも何とかしよう。この現実を何とかしたいのである。

山に登り、まだ見ぬ花を求めて原野をさまよった。ある時はツクモグサであり、ある時はクシロハナシノブであったりした。それは求めて得られると、深い感動に変わっていた。

でも近頃はそうでもなくなってきた。求めて得られても感動どころか腹が立って仕方のないことの方が多くなった。それは何かと言うと、高山植物の盗掘の跡や、植

九十二年夏、八年前に礼文島に渡った。礼文の花たちは変わらずに美しくあったが、一方で変えられていった処のなんと多かったことか。そして、ゴミの多さにも驚いてしまったのだった。

驚いて、嘆いて、ぼやいていても結局は何もできない。そんな自分が情けなくて、私はただゴミを拾うことしかできなかった。

これから何をすればいいんだろう。答えのみつからないまま今日もただ考えている。

陳情書 要望書 意見書

道々館町福島線建設にかかわる天然記念物クマゲラ営業地の保全に関する要望書

一九九二年九月九日

函館開発建設部長 宮部英一様

(社)北海道自然保護協会
会長 小暮 得雄

日本では北海道と東北地方の一部だけに生息する国指定天然記念物クマゲラは、かつて長崎県対馬に生息していた日本最大のキタタキが絶滅した現在、日本で最も大型のキツツキとしてよく知られています。原生の自然が残された太古の森に棲むクマゲラは、生息環境の原生林が消滅することに伴って生息域が狭められ、種の保存にとって必要とされる個体数の維持がますます困難になりつつあり、絶滅の危機に瀕する「危急種」として、環境庁のレッドデータブックに記載されています。

クマゲラは、文化庁により昭和四十年に天然記念物に指定されていますが、現在までのところ、生息および生息個体数の調査研究も十分に行

われているとはいえず、それらの調査研究をいっそう促進するとともに、生息環境を厳正に保全することは、この貴重な鳥類の絶滅を回避するために、最も重要な対策と考えられます。

例えば、従来はクマガエラを直接に捕獲、殺傷しなければ、その生息・営巣環境が改変されても止むを得ない、と見過ごされてきた行為であっても、今後は文化財保護法第八十条で規制されている「(天然記念物の)保存に影響を及ぼす行為」に該当すると判断される可能性が高くなっており、ちなみに野生生物研究者からは「クマガエラ営巣木から五〇〇mの範囲は現状変更行為を規制すべきである」と提唱され、文化財保護関係の報告書にも公表されています。

現在、貴建設部によって改良および延長工事が行われている道々館町福島線の本年度工事予定区間内、クマガエラ営巣木が発見されたことにより、営巣期間の工事が中断されたことは、それなりの配慮として評価できることであります。しかし、この営巣木は残されたとはいえず、本年度の伐採により、結果的にはクマガエラの生息環境の一部が消滅したことになります。

北海道開発局では来年度の北海道開発予算要望の基本方針に「自然との共生を目指す開発事業」を盛り込んだと伝えられています(七月二十二日付北海道新聞)。これを総論に終らせないためには、個々の開発事業で具体的な自然保護対策を示す必要があります。

以上のことを前提として、道々館町福島線建設にかかわる天然記念物クマガエラ営巣地の保全に関して、以下のことを要望いたします。

要望事項

一、工事予定線の残り区間について、クマガエラを含む自然環境の調査が十分におこなわれていないと思われるので、緊急に自然環境影響調査を実施すること。なお当該地域のブナはクマガエラを含む野生生物の生息環境として重要と考えられるので、ブナ林を保存する努力をすること。

二、一の結果をふまえて、残りの工事区間について設計変更を含む新たな環境保全対策を検討すること。そのさい、本年度の工事を予定どおり実施することによって、残り区間の設計変更内容が制約されることも予想されるので、本年度の工事よりも自然環境影響評価調査を先行させること。

一般道々士幌然別湖線の工事に伴う自然保護問題に関する再再質問
一九九二年九月三十日

北海道知事 横路 孝弘様

(抄)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

(質問の要約を掲載…編集者)

一、「この道路を必要とした『原点』はすでに充足されているのではないか」に関して

回答は質問に直接答えてくれませんが、しかし文面からは次のように解釈されますが異存がありますか。

(一)事業の正当性の根拠とされている「公園計画」が決定されたのは昭和四十年のことで、この「公園計画」が道々に継承されたのであれば、「一般道々士幌然別湖線自然環境調査報告書」に掲載されている、「山火事対策及び然別湖への短絡を目的に…公園計画車道としても位置づけられ」という部分も継承されていると見なければならず、「山火事対策」が道路を必要とした「原点」だったと解釈されます。

(二)今回の回答では、「山火事は昭和三十九年から発生していない」とあり、山火事対策としての道路の必要性は事実上消滅していると考えられます。また、「山麓」の山

火事対策には「山頂部」に新たな道路を開削する必要性はありません。

(三)したがって「この道路を必要とした『原点』はすでに充足されている」と解釈するのが当然です。

二、「自然保護世論への対応が不十分ではないか」に関して

今回および前回の二回とも質問に答えてくれませんが、再再質問いたします。

三、「この道路計画は大雪山国立公園の自然保護理念とあい容れないのではないか」に関して

(一)回答にあるように「林部会長談話は大切である」と貴殿が認識しているにもかかわらず、林部会長談話に反する昭和四十年当時の「公園計画、公園事業」を、なぜいま時代錯誤のようにしてまで執行しようとするのか、理由を明確にご説明ください。

(二)平成元年に公表した「北海道自然環境保全指針」で、知事は「道では、この指針に盛り込まれた理念や基本的な方向性を踏まえ、今後の自然環境保全施策を進めてまいりたい」と述べているにもかかわらず、なぜ自ら率先して「指針」に反する一般道々士幌然別湖線を執行しようとするのか、

明確にご説明ください。

四、再質問の「補足回答」に関して
(一)地域活性化について

土幌然別湖線がもたらす「地域の活性化」の具体的内容、及び既存の本別新得線の利用では活性化にならぬ理由は説明できない、と解釈いたしますが異存がありますか。

(二)自然災害などへの代替ルートについて

再質問では、自然災害などの発生について「過去の事例を列挙して説明」を求めたのですが、回答は一例しかありません。ということは、この道路では自然災害などが「しばしば発生するものではない」と解釈できますが異存がありますか。

(三)「袋路」との関係について
回答がありませんので再再質問いたします。

再々質問に対する回答

一、について

この道路は、然別湖と土幌町方面を結ぶ短絡道路、帯広市及び阿寒方面を結ぶ短絡道路、道道鹿追糠平線の代替・迂回ルートとして計画された道路であります。観光圏の拡大、農林業など地場産業の育成、地元的生活交流圏の拡大など、重要な役割を持つとともに、山火事などの災害、

交通事故、その他緊急事態などの対応にも必要な道路でありますので、必要性が充足されたとは考えておりません。

二、について

これまでお答えしましたが、土幌自然保護協会の方々、当該地域の自然に最も精通しておりますことから、主として環境項目について打ち合わせております。

また、他の自然保護団体へは、貴協会に対して同様に、ご質問等にはその都度お答えしております。

三、について

この道路は、自然公園法に基づき、公園利用のために必要な道路として、公園計画に位置付けられたものであります。現在もその必要性は変わらないものと考えております。

また、計画にあたっては、林部会長談話や北海道自然環境保全指針の趣旨を最大限尊重すべく、自然環境に十分配慮した保全対策を検討することとしております。

四、について

この道路が通過します土幌町、上土幌町、鹿追町は共に過疎地域としての種々の課題を抱えながら、その克服を図るべく活力ある町づくりを目指し、各々の町が策定した総合計画などでは、基幹産業である農業の

振興とともに観光レクリエーション産業の振興など、豊かな自然を生かした地域づくりを重要な施策として位置付けており、特に土幌町においては、土幌高原開発構想を策定し、「学習体験の里」を整備する一方、既存の大規模牧場を利用して、この一帯を単なる景勝地としてではなく生産と結びつけた新しい型の観光地とすることにより、町の活性化を図ろうとしております。

このような地元の努力とともに、本道路が然別湖につながりますと、新たな広域観光ルートが形成されることにもなり、土幌高原の利用度の向上に加え、糠平湖やナイタイ高原など、近隣の観光地との連絡が強化され、東大雪観光の魅力が一層高まることとなりますので、地元である北十勝の活性化は益々促進されるものと大いに期待しているところであります。

次に、自然災害などについてですが、「災害に強い道路づくり」は道路整備における基本的かつ重要課題でありますので、これまでの整備の結果、発生は稀れとなっておりますが、災害はやはり、いつ、どこで起こるか予測が付きません。

また、袋路については、大雪山国立公園には一方向からしか到達

できない観光集落も幾つか存在しますので、今後とも、そこに住む人々が安心して暮らして行けますよう、地形状況、その他などで道路建設が可能であれば、道路網の充実に努めてまいりたいと考えております。

平成四年十一月十九日

北海道土木部長 品川 忠裕

「ささやきの丘」整備計画推進についての要望書

一九九二年十月七日

厚岸町長 澤田 昭夫様

(抄)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

自然と歴史に恵まれ、また漁業と酪農を基幹産業とする貴町が、それらを生かした町づくりを進めておられることに敬意を表するものであります。そしてその基盤に立って、道東観光の一拠点として、観光面でも力を注いでおられることは、今のアウトドア志向の中でも重要施策であろうと考えます。

しかし、つたえられる「ささやきの丘」カヌー基地整備計画地は別寒辺牛川流域で、国の特別天然記念物タンチョウの営巣地として近年クロイズアップされてきた地域であり、タンチョウの営巣繁殖等によくない影響を及ぼすことが危惧され、また

周辺の貴重湿原植生・生息動物等の保護面で管理保全が充分に行き届く心配されません。

当協会では、「厚岸自然を守る会（石沢元勝会長）」からの訴えに基づいて、去る七月十六日、小野・三浦両理事を派遣し、貴町を訪問し、助役はじめ担当職員の方から長時間にわたって建設計画・推進等の内容について誠意あるご説明を受けました。その後、八月二十二日の当協会理事会において検討した結果、下記の諸点について要望します。

記

一、タンチョウの繁殖期である四月～七月にあつては、この施設は原則的に使用を休止すること。

二、入込数の見積もりの説明によると、一日平均の利用者数・最高一日入込数の把握が充分でなく、もしこの施設が快適なものであるとの評判が高まり、入込数が急増する場合は対応策が不十分と考えられる。

(一) 具体的に入込数を見積もること
(二) 大勢の人がおしよせた時の処置等について、具体的な対応策を確立された。

三、湿原センター内のオリエンテーションルームの展示・ガイド等の内部施設及び教育の施策を具体的に樹

立すること。管理人が配置されるようだが、施設を活かすか否かは人である、ことに十分な配慮が必要である。

四、ゴミ処理対策を確立されたい。

出発点・中間点及び途中コースでは一切のゴミ投棄を禁止すること。

大別橋拠点では、可燃物・不燃物を区分する分別ゴミ箱を設置し、ゴミ収集車による早急な処理を行い、現場にゴミを残置しないこと。カモメ・カラス・キツネ等の誘引要因となるゴミ散乱を完全に防止することは、タンチョウ保護のために、絶対の要件である。

五、その他、自然保護・人身事故防止のための必要な施策を講ずること。

以上の諸点についてご検討の上、講ぜられる施策について文書をもって当協会にご回答いただければ幸いです。

【付記】

厚岸湖から別寒辺牛川流域一帯の湿原を、ラムサール条約指定湿地として登録するよう強力な運動を推進して頂きたい。また、この湿原で生まれたタンチョウひなに対して標識調査実施を働きかけて頂きたい（既に根室地方ではタンチョウひなの標

識調査が実施され、着々と成果が挙げられつつあります）。

このことについては、当協会も側面的に応援するつもりですのでお含みおき下さい。

環境影響評価に関する意見書

一九九二年十月十五日
北海道知事様

(抄)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

次の特定開発事業に係る環境影響評価書に関し、意見書を提出します。

一 特定開発事業の名称

一般道増毛当別線暑寒道路

二 意見の内容

(一) 事業の目的について

計画路線のうち約十kmが暑寒別天売焼尻国定公園指定地域を通過していることが問題である。地球規模で環境破壊が進行し、自然保全の気運が国民の間でようやく高まっている現在、少なくとも自然公園地域内に車道を新設することは望ましくない。

(2) 環境影響評価書における調査とその評価について

植物を中心に述べる。

計画地域の植物相では、三七三種をリストアップして「高山性植物は河原に偶生したミヤマクロス

ゲ、ミクリゼキシヨウ程度であり、ほとんどは北海道の低山帯の樹林やその林床等を構成する種である」と記述している。しかし三七

三種のうちには高山性の植物として、さらにキンチャクスゲ、ハクサンチドリ、カラマツソウ、オオカサモチおよびオオバキスミレ

(フギレオオバキスミレ)が含まれる。またミヤマクロスゲは、同定に誤りがないとすれば、極めて

低い標高に生育する例として特記され、しかも北海道における分布上、極めて隔離的な分布として注目される。

また評価書では、同地域で北限となる貴重な温帯性植物が生育していることが言及されていない。

これらの温帯性植物のうちイカリソウ、ドクウツギ、ジャコウソウ、タチカメバソウ、サワフタギ、ハイヌガヤ、ヒメヤシヤブシ、トックリハンパミ(ツノハンパミ)、エゾユズリハ、タニウツギなどは日本海に沿って北上し、当該地域がほぼ北限域となっている。このことは暑寒別天売焼尻国定公園促進調査報告書(北海道、一九八五)でも指摘されているところである。

したがって評価書で「着目すべ

き植物」として環境庁が全国レベルで選定した貴重植物のヒメスギラン、エゾノレイジンソウおよびマルバキンレイカの三種だけを環境保全目標としているのは粗雑であるといわなければならない。これらの植物は北海道ではむしろ一般的な植物である。これまで蓄積されてきた資料を無視して北海道の植物に関する地域的特徴を評価しないのは問題である。

動物についてはクマゲラ、オオタカ、カラフトアカネズミなど多数の貴重種があげられ、生息地が失われるところがあると指摘しているにもかかわらず、すべてにおいて「大部分の生息環境が保全される」と結論づけている点が疑問である。

大雪山国立公園内の「道々土幌然別湖線」建設に関する自然保護上の取扱いについての意見書

平成四年十月十九日

環境庁長官 中村 正三郎殿

社団法人北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

財団法人日本自然保護協会

会長 沼田 眞

大雪山国立公園内の「道々土幌然別湖線」建設に関する自然保護上の

取扱いにつきましては、すでに昭和六十三年八月六日づけで別紙写一のとおり、貴職に要望いたしております。この道路は先の意見書に詳述しましたように、明らかに大雪山国立公園の自然保護理念に反するものです。

そのため、昭和四十七年は工事が中断され、さらに翌昭和四十八年の自然環境保全審議会における「林部会長談話」によって、事実上凍結されて現在にいたりました。しかるに、昭和六十二年八月十九日の参議院環境特別委員会における政府委員の自然保護への消極的答弁を契機として、事業主体の北海道は、現在工事再開に向けて準備をすすめております。

この道路にかかわる「公園計画、公園事業」が決定された昭和四十年当時に比べると、現在はこの道路をめぐる自然的・社会的状況が大きく変化しています。当時は基礎的な自然環境調査も行われておらず、この道路予定ルートが希少な野生動物植物であるナキウサギの生息地やコマクサの自生地を貫通することは、その後に判明したことです。これらの地域は、上記二種類の野生動物植物にとって、純粋の高山帯に至らぬ低標高地帯における重要な生息・生育地です。かりに一部をトンネルにするな

どの設計変更をしても、ルートは大雪山国立公園の中核部である特別地域を貫通し、貴重種の生息・生育地を含む多様性の高い自然環境全体への悪影響は避けられません。

本年六月、わが国の国会では「絶滅のおそれのある動物の種の保存に関する法律」が採択され、また環境と開発に関する国連会議においては「生物多様性条約」が調印されました。絶命のおそれのある野生動物とその生息・生育地を保全することは、いまや将来の世代に対する義務であるという認識が高まっています。

(財)北海道自然保護協会では、昨年から二回にわたって、本道路の必要性、本道路のもたらす効果などについて北海道に質問書を送付していますが、事業主体の道土木部でさえ具体的な説明ができないのが実状です。このような道路を、貴重な自然環境を損なうまで整備する必要性は全く認められません。

そして何よりも、この道路計画は、大雪縦貫道路計画が撤回された昭和四十八年の自然環境保全審議会における「林部会長談話」の方針に根本的に相反するものであります。にもかかわらず、この道路にかかわる「公園事業」は「林部会長談話」以前の

承認なので当然の既得権として執行してもよい、という判断に導かれるとしたら、自然保護行政上に大きな汚点を残すこととなります。

「大雪山国立公園は、今日わが国に残されている極めて限られた原始的な地域の一つであり、これを保護・保存することは非常に重要である」という「林部会長談話」は、二十年後の現在、大雪縦貫道路問題当時よりいっそう重みを増した「基本認識」とされなければなりません。

以上の理由から、(財)北海道自然保護協会および(財)日本自然保護協会は、環境庁に対し次のように要望いたします。

一、大雪山国立公園の公園計画を早急に見直し、国立公園内の道々土幌然別湖線を公園事業から削除すること。

二、林部会長談話は、国立公園等における道路建設に関する環境庁の基本姿勢を示すものであり、これ以前に承認された計画であるか否かにかかわらず、これから着工するすべての事業に適用されることを確認すること。

三、事業主体である北海道からの計画変更申請を待つことなく、林部会長談話の趣旨に基づき北海道に

よる当該事業を指導すること。

大雪山国立公園内「道々士幌然別湖線」建設に関する自然保護上の取扱いについての意見書

平成四年十月十九日

北海道知事 横路 孝弘殿

社団法人北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

財団法人日本自然保護協会

会長 沼田 眞

(環境庁長官宛と同文につき前段省略・編集者)

かりに一部をトンネルにするなどの設計変更をしても、ルートは大雪山国立公園の中枢部である特別地域を貫通し、貴重種の生息・生育地を含む多様性の高い自然環境全体への悪影響は避けられません。

しかも、この道路を必要とした当初の理由である「山火事対策」はすでに山麓部分の道路整備が完了したことによって充足され、また山火事の発生もほとんどなくなっています。また士幌町から然別湖畔へは現在でも車で到達することが可能で、距離の短絡効果はきわめて少なく、(財)北海道自然保護協会による二回の質問書への道土木部の回答を見ても、事業主体の道でさえ効果を具体的に説明することができないのが実

状です。このような道路が貴重な自然環境を損なうまで整備される必然性は全く認められません。

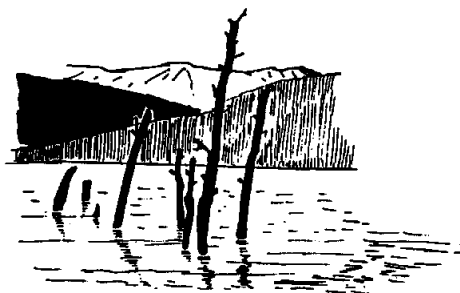
そして何よりも、この道路計画は「大雪山国立公園は、今日わが国に残されている極めて限られた原始的自然の地域の一つであり、これを保護・保存することは非常に重要である」という「林部会長談話」の方針に根本的に相反し、わが国の国立公園行政を確実に後退させるものです。

北海道は、平成元年に「北海道自然環境保全指針」を作成・発表し、その中で「然別湖周辺」は「すぐれた自然地域」に選定されています。また同指針の中で、「東ヌプカウシ山周辺」のナキウサギ、カラフトルリシジミ、コマクサ等の生息・生育地は、いずれも「保護水準Ⅰ(当該自然とその環境がそのままの状態を維持できるように周辺を含めて厳正な保全を図る)」に位置づけられています。

この「北海道自然環境保全指針」の序文で、貴殿は「道では、この指針に盛り込まれた理念や基本的な方向性を踏まえ、今後の自然環境保全施策を進めてまいりたいと考えていますので、道民の皆様の御理解と御協力をいただければ幸いです」と述

べておられます。にもかかわらず、指針を作成し「道民の皆様の御理解と御協力」を求める知事自らが、率先して指針に反する道々士幌然別湖線の事業を執行するようなことがあれば、「北海道自然環境保全指針」そのものが足元から崩壊することになります。

(財)北海道自然保護協会および(財)日本自然保護協会は、貴殿が昭和四十年代当時の時代背景と古い価値観に基づく「公園事業承認」に固執することなく、「北海道自然環境保全指針」にうたわれている今日的な環境保全の理念と方針に従い、道々士幌然別湖線を予定ルートに建設することを中止されるよう強く要望いたします。



協会の活動

(会場記載のないものは事務所で実施・敬称略)



一九九二年度第三回拡大常務理事会
一九九二年八月五日

出席者 鮫島、俵、熊木、紺谷、島山、小田島、江部、佐藤、伊達、土方(十名)

議題

- 一、士幌高原道路問題について
再質問に対する回答が道土木部からあったが、内容が抽象的であり無回答のものも多かったことから、再々質問を出した上、説明会を開くよう求めることになった。
- 二、道道館町福島線に対するルート変更の要望等の対応について
本道路計画路線上にクマガラの営巣が確認されたことから、クマガラ営巣地の保全に関する要望書を提出することになった。

第一三四回理事会

一九九二年八月二十二日

出席者 鮫島、俵、熊木、紺谷、福地、市川、江部、大館、佐藤、伊達、

林、土方、三浦（十三名）

報告

一、厚岸町カヌーフィールド問題について

現地調査報告の結果、ベカンベウシ川周辺のタンチョウの保護対策が不備なことから、意見書の提出も含め対応を検討した。

議題

一、入会者の承認について

A会員二十八名、B会員四名の入会が承認された。

二、協会理事と審議会委員との兼職問題について

この問題について会員から質問状が届いており、回答はNCに掲載することになった。

三、土幌高原道路問題について

日本自然保護協会との連名で環境庁長官宛提出する要望書協案が了承された。

四、千歳川放水路問題について

来年度国家予算の概算要求にタイミングを合わせ、大蔵大臣宛要望書を提出することになった。

五、森林生態系保護地域「狩場山」の指定について

設定委員会の原案に対し設定地域拡大を求める修正意見を提出することになった。

六、日の出岬（雄武町）の新展望台

建築について

この新展望台は総ガラス張りの上通年ライトアップが計画されているが、一帯が水鳥の主要飛来地であることから、計画変更を求めることになった。

一九九二年度第三回拡大常務理事会

一九九二年九月二十五日

出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、畠山、福地、市川、江部、佐藤、土方（十一名）

報告

一、道々館町福島線建設に関わる問題のその後の経過について

函館開発建設部から、今年度は工事を再開せず、予定地周辺の植生及びクマゲラ等の調査を行う旨の回答があった。

議題

一、会務分掌について

保留になっていた「総務」の扱いが決まったことにより、全ての会務分掌が確定した。

◇会務分掌

総務

〔総務〕会長、副会長、常務理事

〔財務〕三浦、俵

自然保護問題

〔自然保護問題〕理事全員

〔連絡〕中野、平井

〔法務〕畠山、市川、小暮

事業

〔講演会〕熊木、小野

〔観察会〕伊達、佐藤、三浦、江部

小田島

〔講座・講習会等〕福地、土方、俵

林

〔受託調査〕小野、佐藤

広報・出版等

〔会誌〕俵、中野、福地、紺谷

〔会報〕土方、江部、熊木

〔読本〕鮫島、三浦

〔報道〕会長（必要に応じて担当理事に委嘱）

二、理事会への傍聴問題について

一会員から傍聴の希望が出されたが、すでに議事録を公開していること、会議室が狭いであること、一会員だけにサービスする必要がないこと等の理由で断わることになった。

三、暑寒道路問題について

暑寒別天売焼尻国定公園内の道道延長計画であることから、早速に検討することになった。

一九九二年度第四回拡大常務理事会

一九九二年十月十三日

出席者 小暮、俵、熊木、紺谷、畠山、福地、江部、佐藤、土方（九名）

議題

一、土幌高原道路問題について

十勝自然保護協会の分裂総会への対応を検討し、双方の総会に理事を派遣し情報を収集することになった。

一九九二年度第五回拡大常務理事会

一九九二年十月二十三日

出席者 小暮、俵、熊木、紺谷、中野、畠山、福地、江部、大館、土方、平井（十一名）

報告

一、厚岸カヌー場問題について 厚岸町長宛要望書を送付したこと

が報告、了承された。

議題

一、土幌高原道路問題について

十勝自然保護協会の両派総会についての報告があり、協会は土幌高原道路建設阻止をかかげる自然保護団体と協力していくことを確認した。

また、日本の森と自然を守る全国連絡会主催の全国集会において、同道路建設反対をアピールしてもらおうよう働きかけることが決った。

二、暑寒別道路問題について

十月九〜十日の現地調査に基づき、意見書の提出と公聴会への対応が確認された。

（抄）

新会員紹介

92・8・23〜92・11・21現在

【個人A会員】

佐藤 裕樹 中川 晴夫
 小沢 裕 梧 進藤 光啓
 埜田 裕一 勝然 和彦
 黒沢 信道 久保 一郎
 池本 節子 柴原 里美
 才田 紀子 中村 祐司
 小田 容子 市川 保子
 丸山 弘明 清水 英一郎
【個人B会員】
 小沢 笑子 久保 礼子
 柴原 勝則 中村 明美
 江部 一美
【学生会員】
 北原 理作

(敬称略)

雪だるま基金

坂本ツル 五〇、〇〇〇円
 朝田英哉 一〇、〇〇〇円
 今成弥生 五〇、〇〇〇円
 ☆ありがとうございました。(敬称略)

寄付金

荒川松蔵 五、〇〇〇円
 花の名店会 一〇〇、〇〇〇円
 ☆ありがとうございました。(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 畠山武道
 『アメリカの環境保護法』畠山武道著
 寄贈者 坂上昭一
 『ハチの家族と社会』坂上昭一著
 寄贈者 八木健三
 『地球サミットからの出発』日本科学者会議他
 寄贈者 中野定幸
 『地域研究所年報』平成四年度第一五号 旭川大学地域研究所
 寄贈者 中野徹三
 『自然保護の法と戦略』山村恒年著
 (敬称略)

購入図書

『フナ原生林里山を二一世紀の子供たちへ』森と自然を守る全国集会
 報告集一九九一年

NCC編集室

・あけましておめでとうございませう。

一九九三年がスタートしましたが、さて今年はどうなるのでしょうか。バブル経済の崩壊とともにリゾート開発にもカゲリが見えてきたと言われますが、実際には数多くの開発が進行しており、とても安心できる状況ではありません。また不況対策として実施される予定の公共事業が、新たな自然破壊のプランをもつてまもなく登場してきます。土幌高原道路問題や千歳川放水路問題も正念場を迎えるでしょうし、自然保護の面では今年も大変な年になりそうです。

・NCでは昨年「川」についてのシリーズを企画しましたが、今年はラムサール条約締約国会議が釧路で開催されることから、「湿原」をテーマとしたシリーズを企画しています。
 ・次号は二月十日原稿締め切り、三月二十日頃発行の予定です。皆様からの投稿をお待ちしています。

(土方)

事務局より

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、本年度の納入状況が例年に比べ大変悪く苦慮しております。

未納の方は至急納入下さいますようお願いいたします。

個人A会員 四、〇〇〇円
 個人B会員 二、〇〇〇円
 (A会員と同一世帯の会員)
 学生会員 二、〇〇〇円
 団体会員 一〇、〇〇〇円
 〔会費納入方法〕
 郵便振替口座 小樽一四〇五五
 北海道拓殖銀行本店 〇一七二五九
 (普通)
 北海道銀行本店 一〇一四四四
 (普通)

一九九三年一月五日
 〒札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階
 発行所 社団法人北海道自然保護協会
 電話(〇一一)二五二一五四六五
 発行人 小暮 得雄
 印刷 株式会社北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています